

証券コード 7956  
平成21年4月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋久松町4番4号  
ピジョン株式会社  
代表取締役社長 大越 昭夫

## 第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年4月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年4月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク TOKYO 5階 瑞雲の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第52期（平成20年2月1日から平成21年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第52期（平成20年2月1日から平成21年1月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.pigeon.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

〔平成20年2月1日から  
平成21年1月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライム問題に端を発した世界的金融不安により、景気が急速に悪化しております。年度前半には、原油価格高騰に伴う原材料価格の高騰、後半には急激な円高の影響等により企業収益が大幅減少となりました。また、雇用情勢も厳しさを増す中で個人消費も冷え込みが見られるなど、厳しい状況となっております。

当社グループが主に事業を展開する国内育児用品市場におきましては、出生数、婚姻数が共に前年実績を上回るという推計が厚生労働省から公表されておりますが、回復基調にはない状況であり、引き続き厳しい環境にあります。また、世界的な金融危機の深刻化等により、世界景気も一段と厳しさを増す状況にあります。

このような事業環境のもと、育児事業におきましては、国内における戦略策定・実現力を強化し、市場対応力を高めるために、組織の見直しを行い、従来、戦略企画および立案を行っていたマーケティング本部と、その実行を担っていた営業本部を「国内ベビー・ママ事業本部」として統合し、取組みを強化してまいりました。また、海外におきましては、ブランドロイヤリティの強化、浸透を図り、中国を中心とした東アジアおよび北米市場を中心に、積極的な事業拡大を推進いたしました。一方、ヘルスケア事業におきましては、昨年立ち上げました老化予防用品の新ブランド「リクープ」の認知拡大、さらには今後の展開における基盤固めを行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は530億92百万円（前期比7.8%増）、営業利益は42億69百万円（同33.7%増）、経常利益は42億93百万円（同35.1%増）、当期純利益は28億54百万円（同94.0%増）となりました。

## ② 部門別の状況

事業部門別の状況は次のとおりです。

### <育児>

当事業の売上高は426億63百万円（前期比8.5%増）となりました。当社グループが主に展開している育児事業において、国内育児用品事業、海外事業、子育て支援事業に区分した概況は次のとおりです。

#### i) 国内育児用品事業

当事業は、ブランドロイヤリティの向上を目的としたダイレクト・コミュニケーションに注力しております。その一環としての「マタニティ・イベント」につきましては、通期で48回実施し、4千名近いマタニティの方のご参加をいただいております。また、妊娠・出産・育児シーンの女性を応援する「クチコミ コミュニティサイト」である「ピジョンインフォ」の会員登録数におきましては、順調に推移し、40万人を超える会員を獲得しております。サイト閲覧につきましては、月間4千万ページビューを超えております。IT通販のサイトである「ピジョン・モール」におきましても、オリジナル品および新規商品等を積極的に投入し売上拡大の基盤作りに注力しております。商品展開に関しましては、従来より愛用者のご支持をいただいております商品のライン拡充といたしまして、母乳パッド「はじめてのフィットアップ」、「全身ベビーソープ しっとり泡タイプ」、ベビーより年齢の高いお子様向け商品「ジェル状歯みがきぶちキッズ」等を新発売いたしました。しかしながら、年度後半の急速な景気後退の影響もあり、売上高は前年実績に届きませんでした。

#### ii) 海外事業

当事業は、地域別売上実績では、中国、アメリカを始めとするほぼ全てのエリアにおいて、順調に売上を伸長させ、円高の影響はあるものの、前年実績を上回りました。課題となっておりました中国における供給体制につきましては、平成19年12月に竣工いたしました連結子会社PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD. の新工場（上海市青浦工業園区）におきまして、スキンケア・トイレタリー商品、乳首等の生産・出荷を順調に拡大しており、さらなる生産体制整備のため、第二期工事の計画も発表いたしました。また、中国北方エリアの事業拡大に伴い、新たな営業拠点として連結子会社PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD. の北京支店を昨年9月に開設しております。一方、北米での展開もアメリカの景気減速

の影響を懸念いたしました。が、順調に推移しております。なお、今後の海外事業拡大のための重点課題としております新規市場進出につきましても、昨年12月にインドに駐在員事務所を開設し、本格的な情報収集、販路拡大およびブランド構築活動に着手しております。

### iii) 子育て支援事業

当事業は、事業所内保育園の運営受託を中心に営業活動を行い、7園の新規運営受託を開始しております。また、保育士の教育カリキュラムである「ビジョン・ハートナー・オープンカレッジ」を継続開講し、より一層の保育の質の向上に努めております。

## <ヘルスケア>

当事業の売上高は64億22百万円（前期比3.1%増）となりました。当事業におきましては、グループにおける事業運営体制を強化してまいりました。なお、介護用品ブランド「ハビナース」に関しましては、従来より課題でありました連結子会社ビジョンタヒラ株式会社とのブランド統合、商品統廃合も順調に進捗しております。さらに、新商品として「尿とりパッド長時間用・夜用 ワイドタイプ」、「歯みがきティッシュ」等を上市しております。また、昨年立ち上げました老化予防用品新ブランド「リクープ」に関しましては、発売開始以来ご好評をいただいております「負担軽減サポーター」シリーズの商品拡充を行うとともに、新商品として口腔清涼商品「お口さわやかタブレット うるおいプラス」等を上市いたしました。商品数の増加に併せ、専用カタログをリニューアルし、情報量も高め、内容を充実させております。また、専用の売り場であるリクープコーナーの設置も進め、160箇所となっております。加えて、ブランド認知を高める活動として、イベント開催を積極的に行い、通期において30回開催し、合計で千名を超える方にご参加いただき、好評をいただいております。

## <その他>

当事業の売上高は40億5百万円（前期比8.6%増）となりました。当事業はマタニティのインナーウェアを販売する連結子会社ビジョンウィル株式会社の業績拡大、妊娠・出産・育児期の栄養補助食品であるサプリメントのラインアップ増強、さらには、中国における女性向け用品の発売等により、順調に業績を伸ばしております。

企業集団の事業別売上高

(単位：百万円)

事業	第 51 期		第 52 期		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
育 児 事 業	39,322	79.9%	44,663	80.4%	8.5%
ヘルスケア事業	6,226	12.6%	6,422	12.1%	3.1%
そ の 他 事 業	3,688	7.5%	4,005	7.5%	8.6%
合 計	49,237	100.0%	53,092	100.0%	7.8%

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は15億48百万円となりました。その主なものは、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD. による製造設備の増設および金型への投資です。

④ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 49 期 (平成18年1月期)	第 50 期 (平成19年1月期)	第 51 期 (平成20年1月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (平成21年1月期)
売 上 高(百万円)	41,747	45,307	49,237	53,092
経 常 利 益(百万円)	2,200	2,745	3,177	4,293
当 期 純 利 益(百万円)	1,342	1,916	1,471	2,854
1株当たり当期純利益 (円)	67.84	96.97	73.90	142.75
総 資 産(百万円)	33,937	35,648	37,441	38,407
純 資 産(百万円)	20,312	22,993	23,831	24,324
1株当たり純資産額 (円)	1,029.41	1,128.70	1,173.88	1,195.45

- (注) 1. 第50期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 当社グループは、第50期からは「会社法」第444条に規定する連結計算書類を作成しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ビジョンホームプロダクツ(株)	300,000千円	100.0%	トイレタリー製品の製造・販売 健康食品の輸入・販売
ビジョンウィル(株)	100,000	100.0	妊産婦・乳幼児用品の販売
ビジョンハーツ(株)	100,000	100.0	保育、託児、ベビーシッターの 派遣、幼児教育
P H P 兵 庫 (株)	240,000	100.0	不織布関連製品の製造・販売
P H P 茨 城 (株)	222,000	100.0	不織布関連製品の製造・販売
ビジョンタヒラ(株)	100,000	85.6	介護用品の販売
ビジョン真中(株)	10,000	67.0	在宅介護支援サービス、介護用 品の販売
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.	S \$ 1,670千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の販売
PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.	US \$ 950千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の製造・販 売
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.	US \$ 8,300千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の製造
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD.	RMB3,000千	100.0 (100.0)	育児コンサルティング
SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION TRAINING CENTER.	RMB2,200千	100.0 (100.0)	幼児教育トレーニング
LANSINOH LABORATORIES, INC.	US \$ 1	100.0	妊産婦用品の企画・販売
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	BAHT144,000千	97.5	妊産婦・乳幼児用品の製造
THAI PIGEON CO., LTD.	BAHT122,000千	53.0	妊産婦・乳幼児用品の製造

- (注) 1. SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION TRAINING CENTER. は、平成20年12月にPIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD. の100%の出資によりRMB2,000千増資し、資本金をRMB2,200千といたしました。
2. PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD. は、平成21年1月にUS \$ 3,300千増資し、資本金をUS \$ 8,300千といたしました。
3. 議決権比率欄の( )内の数値は、当社の間接所有による議決権比率(内数)を示しております。



#### (4) 対処すべき課題

世界的金融不安の長期化、世界的な景気後退、円高の進行、企業業績の急激な悪化、雇用不安等、経営環境は引き続き不安定な状況にあります。また、日本国内の出生数、婚姻数に関しましては、回復基調は見えない状況となっております。このような環境下にあつて当社グループは、グローバル・カンパニーへの飛躍を目指す第三次中期経営計画の2年目として、事業計画達成にむけ、グループの連携を高めながらスピードを持ち、臨機応変に施策を実行してまいります。

なお、昨年2月に自主回収を開始いたしました「電子レンジスチーム消毒バック 出し入れ簡単」につきましては、引き続き真摯に対応させていただいております。さらに、事故の再発を防止し、品質管理の徹底を図るため、代表取締役社長を議長とする「QC会議」を設置し、社内システムの整備を行いました。

また、当社グループでは一層の経営の健全性と透明性を高めるべく、より有効な内部統制システムの構築を推し進め、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成21年1月31日現在）

事業区分	主 要 な 内 容
育 児	授乳関連用品、離乳関連用品、スキンケア用品、子育て支援サービス、その他
ヘルスケア	介護用品、介護支援サービス、その他
そ の 他	女性ケア（サプリメント、マタニティ等）、一般用ウエットティッシュ、その他

## (6) 主要な拠点等 (平成21年1月31日現在)

ピ ジ ョ ン (株)	本 社	東京都中央区
	事 業 所	茨城県稲敷郡阿見町、東京都中野区
	物 流 セ ン タ ー	茨城県稲敷郡阿見町、茨城県常陸太田市、 兵庫県神崎郡神河町
	研 究 所	茨城県つくばみらい市
	支 店 ・ 営 業 所 等	北海道札幌市中央区、宮城県仙台市太白区、 東京都中央区、埼玉県さいたま市大宮区、 愛知県名古屋市中区、大阪府大阪市都島区、 広島県広島市安佐南区、福岡県福岡市博多区、 石川県金沢市
ピジョンホームプロダクツ(株)	本 社	静岡県富士市
ピ ジ ョ ン ウ イ ル (株)	本 社	東京都中央区
ピ ジ ョ ン ハ ー ツ (株)	本 社	東京都中央区
P H P 兵 庫 (株)	本 社	兵庫県神崎郡神河町
P H P 茨 城 (株)	本 社	茨城県常陸太田市
ピ ジ ョ ン タ ヒ ラ (株)	本 社	東京都中野区
ピ ジ ョ ン 真 中 (株)	本 社	栃木県栃木市
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.	本 社	シンガポール
PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION TRAINING CENTER.	本 社	中国
LANSINOH LABORATORIES, INC.	本 社	米国
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	本 社	タイ
THAI PIGEON CO., LTD.	本 社	タイ

(7) 使用人の状況（平成21年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,226 (1,273) 名	139 (108) 名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。  
2. 上記使用人数には、契約社員（672名）を含んでおります。  
3. 臨時雇用者（パート・アルバイト・業務委託員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。  
4. 上記使用人数には、嘱託（20名）は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
849 (453) 名	△27 (27) 名	42.1歳	9.2年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。  
2. 上記使用人数には、受入出向社員（18名）、契約社員（476名）を含んでおります。  
3. 臨時雇用者（パート・アルバイト・業務委託員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。  
4. 上記使用人数には、出向社員（38名）、嘱託（20名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,639百万円
株式会社りそな銀行	650百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成21年1月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 20,275,581株 |
| ③ 株主数        | 6,073名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
仲 田 洋 一	3,087千株	15.4%
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,769千株	13.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,574千株	12.9%
ゴールドマン・サックス・ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	1,457千株	7.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 4 G)	569千株	2.8%
日 興 シ テ ィ 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	484千株	2.4%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	377千株	1.9%
ピ ジ ョ ン 社 員 持 株 会	363千株	1.8%
ビービーエイチ フォー バリアブル インシュランス プロダクツ エフディースリー エムアイディー キャップ ポート	343千株	1.7%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	228千株	1.1%

- (注) 1. 出資比率は自己株式(259,777株)を控除して計算しております。
2. ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社から平成20年9月4日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において747千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
3. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成20年9月19日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において706千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。

4. インベスコ投信投資顧問株式会社から平成20年10月6日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において794千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
5. あすかアセットマネジメントリミテッドから平成20年10月15日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において1,634千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
6. 三菱UFJフィナンシャル・グループの関連会社である4社から平成20年10月20日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において1,471千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
7. アメリカンインターナショナルグループ株式会社の関連会社である2社から平成21年2月4日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において1,122千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
8. フィデリティ投信株式会社およびその関連会社である1社から平成21年2月5日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において1,914千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年1月31日現在）

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成21年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
取締役最高顧問	仲 田 洋 一	
代表取締役会長	松 村 誠 一	
代表取締役社長	大 越 昭 夫	
専 務 取 締 役	佐久間 隆	経営企画本部兼経理財務本部兼人事総務本部兼監査室担当
常 務 取 締 役	太 田 和 比 古	国内ベビー・ママ事業本部兼HHC・介護事業本部担当
取 締 役	勝 木 尚	開発本部兼ロジスティクス本部担当
常 勤 監 査 役	色 部 文 雄	
常 勤 監 査 役	大 藪 克 実	
監 査 役	西 山 茂	
監 査 役	出 澤 秀 二	出澤総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、取締役倉島喬氏は、退任いたしました。
2. 監査役のうち西山 茂および出澤秀二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役西山 茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 平成21年1月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	高 坂 功	経営企画本部長
執 行 役 員	高 島 康	経理財務本部長
執 行 役 員	板 倉 正	人事総務本部長
執 行 役 員	湯 田 博 毅	国内ベビー・ママ事業本部長
執 行 役 員	倉 知 康 典	国内ベビー・ママ事業本部副本部長
執 行 役 員	甘 利 和 久	開発本部長
執 行 役 員	岩 本 忍	ロジスティクス本部長
執 行 役 員	山 下 茂	海外事業本部長
執 行 役 員	北 澤 憲 政	海外事業本部副本部長
執 行 役 員	赤 松 栄 治	子育て支援事業本部長
執 行 役 員	石 上 光 志	HHC・介護事業本部長

② 事業年度中に辞任した取締役および監査役

当事業年度中に辞任した者は、以下のとおりであります。

氏 名	退任時における地位および担当	退 任 日
米 田 幸 正	常務取締役 海外事業本部兼子育て支援事業本部 兼お客様相談室担当	平成20年11月30日



③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	176百万円
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 ( 2)	42 ( 11)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	12 ( 2)	218 ( 11)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年4月26日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年4月26日開催の第37期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 22百万円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（社外役員が他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

特記すべき事項はありません。

ロ. 他の会社との兼任状況および当社と当該他の会社との関係

監査役出澤秀二氏は、株式会社ファンコミュニケーションズおよび株式会社ネクストジェンの社外監査役であります。当社と株式会社ファンコミュニケーションズおよび株式会社ネクストジェンとの間に重要な取引関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 西 山 茂	当事業年度に開催された取締役会20回のうち15回に、監査役会11回のうち11回に出席し、主要な事業所および子会社への実地調査を行うとともに、主に大学院教授および公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 出 澤 秀 二	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、監査役会11回のうち11回に出席し、主要な事業所および子会社への実地調査を行うとともに、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、現行定款において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、社外監査役西山 茂氏および社外監査役出澤秀二氏との間で、当該責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社のうち、PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.、PIGEON (SHANGHAI) CO.,LTD、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO.,LTD.、LANSINOH LABORATORIES, INC.、PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO.,LTD.、THAI PIGEON CO.,LTD.は、当社の監査法人以外の監査法人が監査をしておりません。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間に、責任限定契約は締結しておりません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）を次のとおり定めております。本方針は、平成18年5月22日の取締役会で決議し、本年1月26日の取締役会において一部改定をいたしました。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

### 1. 取締役および使用人の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の社は「愛を生むは愛のみ」および経営理念「愛」を具現化しコンプライアンス経営を実践するための普遍的な企業倫理指針を定めており、この指針を当社グループの役員および従業員が法令はもとよりすべての社会規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動するための規範として位置づけ、代表取締役はじめ役員全員が率先垂範し、その精神の徹底を図る。
- ② 当社グループにおけるコンプライアンスを横断的に統括するため、人事総務担当取締役を議長とするコンプライアンス会議（外部弁護士を含む）を設置し、コンプライアンス上の課題を審議するとともに問題点の把握に努める。
- ③ 社内通報制度として「スピークアップ窓口」、取引先通報制度として「ビジョン・パートナーズライン」を設置し、不正行為の早期発見を図る。社内外で問題が発見された場合には、連絡・相談者の保護に十分配慮した上で、コンプライアンス会議にて対応を検討し、事実関係の調査を実施する。なお、当該内容は、上位会議（経営会議または取締役会）に報告されるものとする。
- ④ 反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、人事総務担当取締役が統括し、文書管理規程に従い情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクマネジメント対応を体系的に定めるリスクマネジメント委員会規則に基づき、代表取締役社長のもとに、グループ全体のリスク管理に関する総括責任者としてリスクマネジメント推進委員長をおく。リスクマネジメント推進委員会はグループ内のリスクを識別・評価し、その対応策を検討する。
- ② リスクカテゴリーごとに責任部署を明確化し、継続的な監視をする。リスクカテゴリーは、「事業リスク」「財務リスク」「ハザードリスク」「コンプライアンスリスク」とする。
- ③ 内部監査部門は、経営企画担当部門、経理財務担当部門および人事総務担当部門と連携して、各部門のリスク管理の状況を監査する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度の経営計画の策定により、会社として達成すべき目標を明確化し、経営の最重要課題を確実に実行する。
- ② 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、社内外の監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化する。また、執行役員制度により「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、意思決定の迅速化を図るとともに、各本部の本部長に執行役員をあてることにより取締役と執行役員それぞれの権限と責任の所在を明確化する。
- ③ 取締役会の機能を強化、充実させるため、全取締役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行および重要施策の意思決定を機動的に行うことにより課題の早期解決を図る。

### 5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 経営企画担当部門がグループ会社の内部統制および業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制および報告体制を確保する。なお、子会社管理に関する事項は、関係会社管理規程による。
- ② 監査役は、定期的子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、子会社監査役との連携により内部統制の整備および運用状況を監視する。
- ③ 内部監査部門は、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。

- ④ 財務報告の信頼性および適正性を確保するため、当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

**6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査役求めに応じて補助者を置くものとし、補助者を置いた場合の当該補助者の人事については監査役の意見を尊重する。

**7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項以外に当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の状況、スピークアップ窓口による通報状況をすみやかに報告する。
- ② 監査役は、取締役会のみならず経営会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。
- ③ 取締役会および経営会議の議事の経過の要領および結果は、都度、経営企画担当部門より監査役に通知される。
- ④ 使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項またはコンプライアンス上重要な事項について、スピークアップ窓口を通じて直接監査役に報告することができる。

**8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

社外監査役には主に公認会計士または弁護士等の財務、法務など企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図るとともに、内部監査部門との連携により適切で効果的な監査業務の遂行を図る。

## (6) 株式会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は株式を上場しておりますので、当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、かかる行為の目的等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、大規模買付者が現れた場合は、当該大規模買付者に買付の条件ならびに買収後の経営方針および事業計画等に関する十分な情報を提供いただき、当社取締役会がその内容を検討のうえ、意見表明あるいは代替案の提案をし、当社の株主の皆様が取締役会の意見または代替案を含めて、大規模買付者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、前記1. の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① 経営理念および企業価値の源泉について

当社は、企業理念を「愛」とし、「愛を生むは愛のみ」を社是として掲げ、妊娠・出産・子育てそして介護を通して手助けを必要とする全ての人々に「愛」を形にした商品・サービスの提供を行うことを使命と考えております。

当社の創業は1957年（昭和32年）であります。「次代を担う赤ちゃんに幸せを」という願いのもと、哺乳びんのメーカーとして事業を開始いたしました。以来50年以上にわたって赤ちゃんの研究を続け、そこから生み出された商品の幅は広く、赤ちゃんのいるほとんどの生活シーンを支えております。昭和50年代には研究の対象を高齢者へと広げ、介護用品の開発へと領域を拡大しました。さらには、社会環境の変化に伴って新たなニーズとして生まれてきた「必要とされる手助け」に対応し、商品の提供だけでなく、子育て支援サービス、在宅介護支援サービスといったソフトサービスの提供も事業領域としてまいりました。

現在では、赤ちゃんからシルバー世代までの人生を長期間に亘りサポートする生活支援企業として事業展開を行っております。そして、このような事業活動により、企業の社会的責任を果たすことができると考えております。

当社はこうした創業時の想いを、社名・ロゴマークにおいても現しております。ロゴマークは、お母さんとおなかの赤ちゃんの2つのハートを組み合わせたダブルハートとなっており、「愛をカタチにする」想いを込めております。

また、事業活動に加えて、「ビジョン赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーン」を20年以上継続して行っております。このキャンペーンは、「かけがえのないいのちを大きくたくましく育てたい」という願いを込め、始めたものです。「育児（赤ちゃんを育てること）と、育樹（木を育てること）、心は同じ」というスローガンのもと、これまでに全国から約85,000名の赤ちゃんに参加していただき、茨城県常陸大宮市の植樹地面積は27ha以上に広がっております。

当社では、株主価値・顧客価値・社員価値の総和が企業価値であると捉えており、全てのステークホルダーの皆様と良好な関係を保っていくことが企業価値を高めていくことであると考えております。

商品をお使いいただくお客様のための「研究開発の限りない深耕」は、50年以上に亘って、地道で丁寧な基礎研究分野および実際の商品開発分野と、それぞれに幅広く展開しております。キャップ式広口哺乳器、シ



リコン製乳首、乳歯ブラシ、マグマグ（取替えカップシステム）、ベビー専用体温計チビオン、おしりナップ、母乳実感乳首、育ち応援シューズ等、それぞれの時代を先取りする商品を生み出し、また、常に新しい育児文化を提案してまいりました。中央研究所（茨城県つくばみらい市）を中心としたこれらの研究に基づいて上市する商品は、機能性、安全性に優れた高品質な商品となっており、その品揃えも豊富であります。そのため、現在これらの商品は日本国内のみならず、海外40カ国以上の多くのお客様からも支持をいただいております。加えて、商品等のお問い合わせ窓口として、お客様相談室を昭和40年代から設置する等、早くからお客様中心の経営を行ってまいりました。

社会情勢および社会環境の変化等に対応しながら、このような取組みを行っていく土壌・風土があること、そして、実際に取組みを行っていることが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

## ② 中期経営計画と今後の事業展開について

当社は、以上の経営理念のもと、2005年（平成17年）1月に、コア事業である育児用品関連事業の独自性・競争優位性の強化と、成長分野と位置づける海外事業、子育て支援事業、HHC・介護関連事業の積極的展開によるグローバルな企業価値の向上を骨子とした「第二次中期経営計画」（2006年（平成18年）1月期～2008年（平成20年）1月期）を策定し、諸施策を実行してまいりました。

国内事業におきましては緩やかな伸長にとどまりましたが、一方で、海外事業におきましては同期間中に2.5倍の売上伸長を達成し、当社グループの新たな成長基盤の一つとして育成してまいりました。

当社では、2008年（平成20年）3月に、新たなグループスローガン『GLOBAL Companyへの飛躍 ―チャレンジ、そして自立―』を掲げ、2009年（平成21年）1月期から2011年（平成23年）1月期までの「第三次中期経営計画」を策定いたしました。「第三次中期経営計画」では、「育児用品事業における一層のグローバル化の推進＝海外事業の一層の強化」、「国内既存事業の基盤維持および新たな成長事業の育成」を基本方針として、また、それらの実現を支える人材、組織、研究開発等に積極的に経営資源を投入し、スピードをもってグループ収益力の強化に努め、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

### 3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、平成20年3月6日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成20年4月28日の第51期定時株主総会において本プランの導入につき承認を得ております。

本プランの内容は以下のとおりであります。

#### ① 本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応について定めたものであります。

#### ② 大規模買付ルールの概要

当社は、当社取締役会が別途承認した場合を除き、大規模買付者に対して、大規模買付行為を開始するに先立ち、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および大規模買付行為の概要を明示し、かつ以下のような事項に関する誓約文言等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で作成のうえ提出していただきます。

当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の日本語で作成された書面による提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者に対し、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく大規模買付情報のリストを、その回答の期限を定めて当該大規模買付者に対して交付します。

大規模買付者から意向表明書の提出および大規模買付情報の提供を受けた場合、当社取締役会は、すみやかに意向表明書および大規模買付情報を独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、提出された意向表明書または大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、独立委員会の勧告を考慮したうえで、大規模買付者に対して、適宜期限を

定めて意向表明書に記載された誓約文言の追加もしくは修正または追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社が必要かつ有益と判断する場合、大規模買付者との間で、大規模買付行為に関する提案の条件について協議することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者により追加もしくは修正された意向表明書の誓約文言および大規模買付者から提供を受けた追加情報ならびに大規模買付者との協議の状況および結果を、独立委員会に対してすみやかに提供します。

③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、意向表明書および大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に対し反対の意見を有するに至った場合であっても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、代替案を提示することにとどめ、原則として対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく毀損され、その結果大規模買付行為に対する対抗策をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、上記の検討および判断にあたっては、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される大規模買付行為に該当すると考えます。

- i 真に当社の経営に参画する意志がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ii 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の買付を行っている判断される場合

- iii 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の買付を行っているとは判断される場合
  - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
  - v 大規模買付行為における当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
  - vi 大規模買付行為における株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、買付方法の適法性、実現可能性、買付後における当社従業員、顧客、取引先その他の利害関係者の処遇方針を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると判断される場合
  - vii 大規模買付者による支配権取得により、当社の株主の皆様はもとより顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損するおそれがある、または当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
  - viii その他、i ないしviiに準ずる場合で、当社の企業価値および株主共同の利益の維持および向上に反すると認められる場合
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、または大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の検討期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、当社取締役会が大規模買付ルールを遵守するよう書面で要請したにもかかわらず、すみやかに違反状態が是正されないときには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守

るために、対抗措置の発動を決議できるものとします。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対応措置の発動の適否・内容については、アドバイザー等の助言等を参考にしうえて、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。

⑤ 独立委員会の設置等

当社取締役会は、本プランを適切に運用し、a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいはb. 大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため必要な対抗措置の発動または不発動の是非等の判断にあたって、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。なお、独立委員会の委員は3名以上とし、公正かつ中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者または外部専門家等の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報およびその分析結果ならびに当社取締役会が作成する代替案等を独立委員会に提出します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、これらの情報および自ら必要と認めて入手した情報等を検討し、対抗措置の発動の是非等について、当社取締役会に勧告を行います。

⑥ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が対抗措置の発動に関する決議を行った後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でない判断する場合には、独立委員会の勧告およびアドバイザー等の意見を踏まえうえて、対抗措置発動の停止または変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を含みます。）を行うことができるものとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けうえて、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当て後においては、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができます。

⑦ 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会における決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、a. 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、またはb. 株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランおよび本プランに基づく独立委員会の委員への委任は、その時点で廃止・撤回されるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（a. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、b. 事前開示・株主意思の原則、c. 必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

② 企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、ならびに当社が発動しうる対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

③ 継続的な開示について

本プランは、当社取締役会により、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランについて随時見直しを行うこととしており、本プランにつき内容の修正、変更または廃止等を行った場合には、これらについて、すみやかに株主の皆様を開示をします。

④ 株主意思の反映について

本プランは、導入にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

また、本プランにはその有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとしますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

⑤ 取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本プランにおいては、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

さらに、本プランにおいては、客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があります。また当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための透明な運営が行われる仕組みが確保されているものと考えます。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。



## 連結貸借対照表

(平成21年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>I. 流 動 資 産</b>	<b>21,630,868</b>	<b>I. 流 動 負 債</b>	<b>11,243,512</b>
現金及び預金	5,972,743	支払手形及び買掛金	4,674,216
受取手形及び売掛金	10,118,834	短期借入金	1,819,680
たな卸資産	4,641,179	未払金	2,341,708
繰延税金資産	490,913	未払費用	943,556
その他	461,929	未払法人税等	426,442
貸倒引当金	△ 54,731	賞与引当金	522,731
		返品調整引当金	74,302
<b>II. 固 定 資 産</b>	<b>16,777,107</b>	その他	440,875
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>13,308,362</b>	<b>II. 固 定 負 債</b>	<b>2,839,874</b>
建物及び構築物	4,541,669	長期借入金	1,319,680
機械装置及び運搬具	2,020,193	繰延税金負債	850,593
工具器具備品	649,904	退職給付引当金	252,065
土地	5,879,913	役員退職慰労引当金	287,840
建設仮勘定	216,681	その他	129,694
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>1,544,953</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,083,386</b>
のれん	816,244	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	645,662	<b>I. 株 主 資 本</b>	<b>25,421,824</b>
その他	83,046	資本金	5,199,597
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>1,923,791</b>	資本剰余金	5,180,246
投資有価証券	1,268,595	利益剰余金	15,484,915
破産更生債権等	12,980	自己株式	△ 442,935
繰延税金資産	110,275	<b>II. 評価・換算差額等</b>	<b>△ 1,493,773</b>
保険積立金	225,438	その他有価証券評価差額金	△ 251
その他	311,079	為替換算調整勘定	△ 1,493,521
貸倒引当金	△ 4,577	<b>III. 少数株主持分</b>	<b>396,538</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,407,976</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,324,589</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>38,407,976</b>

## 連結損益計算書

(平成20年2月1日～平成21年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売上高		53,092,041
II. 売上原価		32,927,641
売上総利益		20,164,399
III. 販売費及び一般管理費		15,895,253
営業利益		4,269,145
IV. 営業外収益		406,551
受取利息	40,559	
受取配当金	27,752	
賃貸収入	120,422	
持分法による投資利益	63,043	
その他	154,773	
V. 営業外費用		381,861
支払利息	72,911	
売上割引	187,209	
為替差損	9,146	
賃貸収入原価	94,381	
その他	18,212	
経常利益		4,293,836
VI. 特別利益		16,444
固定資産売却益	5,037	
貸倒引当金戻入額	11,407	
VII. 特別損失		289,618
固定資産売却損	731	
固定資産除却損	36,679	
投資有価証券評価損	153,024	
商品自主回収関連費用	94,506	
その他	4,676	
税金等調整前当期純利益		4,020,662
法人税、住民税及び事業税	1,041,541	
法人税等調整額	△ 26,093	1,015,448
少数株主利益		150,823
当期純利益		2,854,390

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年2月1日～平成21年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年1月31日 残高	5,199,597	5,167,362	13,389,545	△624,063	23,132,442
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 759,019	—	△ 759,019
当期純利益	—	—	2,854,390	—	2,854,390
自己株式の処分	—	12,884	—	188,136	201,021
自己株式の取得	—	—	—	△ 7,009	△ 7,009
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度中の変動額合計	—	12,884	2,095,370	181,127	2,289,382
平成21年1月31日 残高	5,199,597	5,180,246	15,484,915	△442,935	25,421,824

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年1月31日 残高	△5,586	242,186	236,599	462,162	23,831,205
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 759,019
当期純利益	—	—	—	—	2,854,390
自己株式の処分	—	—	—	—	201,021
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 7,009
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	5,335	△1,735,708	△1,730,373	△ 65,624	△ 1,795,997
当連結会計年度中の変動額合計	5,335	△1,735,708	△1,730,373	△ 65,624	493,384
平成21年1月31日 残高	△ 251	△1,493,521	△1,493,773	396,538	24,324,589

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・連結子会社の名称  
ビジョンホームプロダクツ(株)  
ビジョンウィル(株)  
ビジョンハーツ(株)  
P H P 兵庫(株)  
P H P 茨城(株)  
ビジョンタヒラ(株)  
ビジョン真中(株)  
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.  
PIGEON (SHANGHAI) CO. , LTD.  
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO. , LTD.  
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO. , LTD.  
SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION  
TRAINING CENTER.  
LANSINOH LABORATORIES, INC.  
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO. , LTD.  
THAI PIGEON CO. , LTD.

#### (2) 持分法の適用に関する事項

関連会社2社すべてについて持分法を適用しております。

- ・会社等の名称 P. T. PIGEON INDONESIA  
クラフレックス茨城(株)

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PIGEON SINGAPORE PTE. LTD. 、PIGEON (SHANGHAI) CO. , LTD. 、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO. , LTD. 、PIGEON LAND (SHANGHAI) CO. , LTD. 、SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION TRAINING CENTER. 、LANSINOH LABORATORIES, INC. 、PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO. , LTD. 及び THAI PIGEON CO. , LTD. の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては当該計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行うこととしています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。

また、在外連結子会社につきましては、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～17年
工具器具備品	2～20年

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

ロ. 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。
- ハ. 返品調整引当金 当社及び連結子会社の一部は、返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準とする返品予想高に対する売買利益相当額を計上しています。
- ニ. 退職給付引当金 連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- ホ. 役員退職慰労引当金 当社及び連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めています。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、当社及び国内連結子会社は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

在外連結子会社は通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しています。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……………金利スワップ  
ヘッジ対象……………借入金金利
- ハ. ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しています。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用していません。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、連結子会社の実態に基づき5年間または7年間の均等償却を行っています。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		15,450,855千円
(2) 保証債務	取引債務に対する保証	3,633千円
	銀行借入に対する保証	9,739
	計	13,372
(3) 受取手形割引高		52,253千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,275千株	一千株	一千株	20,275千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 298,610千円
- ・ 1株当たり配当金額 15円
- ・ 基準日 平成20年1月31日
- ・ 効力発生日 平成20年4月30日

ロ. 平成20年9月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 460,409千円
- ・ 1株当たり配当金額 23円
- ・ 基準日 平成20年7月31日
- ・ 効力発生日 平成20年10月14日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
イ. 平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	640,505千円
・1株当たり配当金額	32円
・基準日	平成21年1月31日
・効力発生日	平成21年4月30日

- (3) 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,195円45銭
(2) 1株当たり当期純利益	142円75銭

#### 5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 貸借対照表

(平成21年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>I. 流動資産</b>	<b>12,282,517</b>	<b>I. 流動負債</b>	<b>7,479,731</b>
現金及び預金	2,844,062	支払手形	289,813
受取手形	2,152,245	買掛金	2,217,240
売掛金	4,323,923	短期借入金	2,051,304
商材	2,299,017	未払金	1,968,954
原材料	86,409	未払費用	361,764
貯蔵品	57,117	未払法人税等	74,091
前払費用	68,325	預り金	128,999
繰延税金資産	235,991	賞与引当金	354,878
短期貸付金	81,879	返品調整引当金	24,100
未収入金	130,619	設備等支払手形	3,864
その他の金	32,923	その他	4,721
貸倒引当金	△ 30,000		
<b>II. 固定資産</b>	<b>15,745,992</b>	<b>II. 固定負債</b>	<b>1,671,479</b>
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>5,836,919</b>	長期借入金	1,000,000
建物	1,791,237	繰延税金負債	391,034
構築物	81,559	役員退職慰労引当金	267,130
機械及び装置	221,142	長期未払金	6,314
車両運搬具	6,295	その他	7,000
工具器具備品	391,640		
土地	3,344,299	<b>負債合計</b>	<b>9,151,211</b>
建設仮勘定	744	<b>純資産の部</b>	
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>584,383</b>	<b>I. 株主資本</b>	<b>18,877,549</b>
商標権	8,300	<b>1. 資本金</b>	<b>5,199,597</b>
ソフトウェア	563,816	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>5,180,246</b>
電話加入権	7,659	(1) 資本準備金	5,133,608
その他の他	4,606	(2) その他資本剰余金	46,638
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>9,324,689</b>	<b>3. 利益剰余金</b>	<b>8,940,640</b>
投資有価証券	1,049,051	(1) 利益準備金	332,755
関係会社株式	7,582,305	(2) その他利益剰余金	8,607,885
長期貸付金	1,040,531	固定資産圧縮積立金	838,154
破産更生債権等	12,632	別途積立金	2,020,000
長期前払費用	11,350	繰越利益剰余金	5,749,730
保険積立金	192,407	<b>4. 自己株式</b>	<b>△ 442,935</b>
敷金・保証金	139,114	<b>II. 評価・換算差額等</b>	<b>△ 251</b>
その他の他	16,550	その他有価証券評価差額金	△ 251
貸倒引当金	△ 47,353		
投資損失引当金	△ 671,900	<b>純資産合計</b>	<b>18,877,298</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,028,509</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>28,028,509</b>

# 損 益 計 算 書

(平成20年2月1日～平成21年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		31,439,539
II. 売 上 原 価		20,856,534
売 上 総 利 益		10,583,005
III. 販売費及び一般管理費		10,057,051
営 業 利 益		525,954
IV. 営 業 外 収 益		1,132,480
受 取 利 息	23,480	
受 取 配 当 金	942,487	
そ の 他	166,512	
V. 営 業 外 費 用		350,558
支 払 利 息	33,728	
売 上 割 引	133,100	
為 替 差 損	82,989	
そ の 他	100,740	
経 常 利 益		1,307,876
VI. 特 別 利 益		12,438
固 定 資 産 売 却 益	5	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	12,432	
VII. 特 別 損 失		279,897
固 定 資 産 除 却 損	27,690	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	153,024	
商 品 自 主 回 収 関 連 費 用	94,506	
そ の 他	4,676	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,040,416
法人税、住民税及び事業税	189,802	
法 人 税 等 調 整 額	△ 99,019	90,783
当 期 純 利 益		949,633

## 株主資本等変動計算書

(平成20年2月1日～平成21年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					固定資産 圧縮積立金	別途積 立金	繰越利益 剰余金				
平成20年1月31日残高	5,199,597	5,133,608	33,754	5,167,362	332,755	862,268	2,020,000	5,535,002	8,750,027	△ 624,063	18,492,924
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△ 759,019	△ 759,019	-	△ 759,019
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-	-	△ 24,114	-	24,114	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	949,633	949,633	-	-	949,633
自己株式の処分	-	-	12,884	12,884	-	-	-	-	-	188,136	201,021
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 7,009	△ 7,009
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	12,884	12,884	-	△ 24,114	-	214,727	190,613	181,127	384,625
平成21年1月31日残高	5,199,597	5,133,608	46,638	5,180,246	332,755	838,154	2,020,000	5,749,730	8,940,640	△ 442,935	18,877,549

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成20年1月31日残高	△5,586	△5,586	18,487,337
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 759,019
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-
当期純利益	-	-	949,633
自己株式の処分	-	-	201,021
自己株式の取得	-	-	△ 7,009
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,335	5,335	5,335
事業年度中の変動額合計	5,335	5,335	389,960
平成21年1月31日残高	△ 251	△ 251	18,877,298

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

#### ロ その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

・商品、原材料……………総平均法による原価法

・貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

#### ② 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

#### ③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準とする返品予測高に対する売買利益相当額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 投資損失引当金

子会社等の株式の実質価額の著しい低下による損失に備えるため、実質価額の低下の程度または、実質価額の著しい低下に対する回復可能性の実現度合いを考慮して計上しています。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用していません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,610,357千円

(2) 保証債務

下記のとおり債務の保証を行っています。

取引債務に対する保証

ピジョンホームプロダクツ㈱ 403千円

PIGEON SINGAPORE PTE. LTD. US \$ 301千 27,009

3,094

THAI PIGEON CO., LTD. BAHT2,561千 6,583

P. T. PIGEON INDONESIA US \$ 40千 3,633

PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD. 2,941

銀行借入金に対する保証

従業員 9,739

PIGEON MANUFACTURING RMB 48,000千 628,800

(SHANGHAI) CO., LTD.

計 682,205

外貨建保証債務については、決算日の為替レートにより換算しています。

(3) 受取手形割引高 52,253千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権 577,101千円

② 長期金銭債権 1,040,000千円

③ 短期金銭債務 1,524,280千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 ① 売上高 2,117,325千円

② 仕入高 9,161,492千円

③ その他の営業取引高 13,418千円

④ 原材料有償支給高 6,752千円

営業取引以外の取引高 1,156,593千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	368,194株	2,583株	111,000株	259,777株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使によるものです。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

### 繰延税金資産

投資損失引当金損金算入限度超過額	273,463千円
賞与引当金損金算入限度超過額	144,435
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	108,721
税額控除繰越額	94,670
減損損失	48,914
貸倒引当金損金算入限度超過額	30,953
未払費用否認	16,682
商品評価損否認	13,317
その他	60,641
小計	791,800
評価性引当額	△297,509
合計	494,290

### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△649,333
合計	△649,333

---

繰延税金負債の純額 △155,043

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	ビジョンホーム プロダクツ㈱	所有 直接100.0	当社商品の製造	当社商品 の 仕 入	1,944,999 (注1, 2)	買掛金	341,940 (注1, 2)
子 会 社	PHP兵庫㈱	所有 直接100.0	当社商品の製造	当社商品 の 仕 入	3,016,945 (注1, 2)	買掛金	245,834 (注1, 2)
子 会 社	P I G E O N MANUFACTURING(SHANGHAI)CO.,LTD.	所有 直接100.0	当社商標の商品の製造 役員の兼務1名	債務保証 増資引受	628,800 (注3) 298,518 (注4)	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等  
当社商品の仕入価格については、当社商品の市場価格及び各社から提示された原価を検討の上、決定しています。
3. 債務保証については、銀行借入につき、債務保証を行ったものです。
4. 当社がPIGEON MANUFACTURING(SHANGHAI)CO.,LTD. の行った増資US\$3,300千を引き受けたものであります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 943円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円49銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年3月5日

ピジョン株式会社  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピジョン株式会社の平成20年2月1日から平成21年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピジョン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年3月5日

ピジョン株式会社  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高瀬 敬介 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山本 公太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピジョン株式会社の平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第127条第1号および第2号に掲げる事項）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年3月6日

ピジョン株式会社 監査役会

常勤監査役 色 部 文 雄 ⑩

常勤監査役 大 藪 克 実 ⑩

監 査 役 西 山 茂 ⑩

監 査 役 出 澤 秀 二 ⑩

(注)監査役 西山 茂及び監査役 出澤秀二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策として位置付けており、中期的な経営環境の変化や当社グループの事業戦略を勘案して財務基盤の充実を図りつつ、剰余金の配当などにより、積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。なお、株主の皆様への利益還元に関する目標といたしましては、昨年3月に発表いたしました「第三次中期経営計画」において、その最終事業年度である第54期（平成23年1月期）連結総還元性向を50%と定めており、株主の皆様への利益還元策の一層の拡充、強化を目指しております。このような方針のもと、当期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき前期末配当金と比べ17円増配し32円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は640,505,728円となります。

なお、中間配当金として当社普通株式1株につき23円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき前期と比べ27円増配の55円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年4月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第8条（株券の発行）および第10条（単元未満株券の不発行）の規定を削除するものであります。

② 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④ その他、決済合理化法の施行に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 上記の他、規定の整備および文言の加除等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p><u>第8条（株券の発行）</u>  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条 （条文省略）</p> <p><u>第10条（単元未満株券の不発行）</u>  <u>当社は、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第2章 株式            （削 除）</p> <p>第8条 （現行第9条どおり）            （削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（単元未満株式についての権利）  <u>当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第12条（株主名簿管理人）          当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第13条（株式取扱規則）          当会社の株式に関する取扱および手数料ならびに株主提案権その他株主の権利行使の手續に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第40条（条文省略）</p>	<p>第9条（単元未満株式についての権利）          当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人）          当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第11条（株式取扱規則）          当会社の株式、<u>新株予約権</u>に関する取扱および手数料ならびに株主提案権その他株主の権利行使の手續に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第38条（現行第14条～第40条どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>   <p>(新 設)</p>   <p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u>  <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u>  <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条</u>  <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>



### 第3号議案 取締役2名選任の件

平成20年11月30日付で取締役を辞任されました米田幸正氏および本總會終結の時をもって取締役を辞任されます勝木 尚氏の補欠として取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	山下 茂 (昭和33年2月14日生)	昭和56年3月 当社入社 平成9年2月 PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 平成16年7月 LANSINOH LABORATORIES, INC. 代表取締役社長 平成19年4月 当社執行役員海外事業本部長 (現任)	1,606株
2	甘利和久 (昭和34年11月11日生)	昭和58年3月 当社入社 平成16年1月 当社マーケティング本部商品 戦略部チーフマネージャー 平成18年1月 当社執行役員開発本部長 (現 任)	1,000株

- (注) 1. 当社と上記各候補者との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役色部文雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
田中 公義 (昭和27年1月16日生)	昭和49年4月 ㈱エミヤ商会入社 昭和53年11月 当社入社 平成8年2月 当社営業本部営業計画部チーフマネージャー 平成12年2月 当社執行役員営業本部副本部長 平成13年12月 当社執行役員マーケティング部担当 平成16年1月 当社執行役員購買部担当 平成17年1月 当社執行役員経営企画本部担当 平成17年8月 多比良(株) (現ビジョンタヒラ(株)) 代表取締役社長 平成21年3月 当社監査室 (現任)	0株

- (注) 1. 当社と上記候補者との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 補欠として選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

#### 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成20年11月30日付で取締役を辞任されました米田幸正氏および本總會終結の時をもって取締役を辞任されます勝木 尚氏ならびに本總會終結の時をもって監査役を辞任されます色部文雄氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
米田幸正	平成20年4月 常務取締役 平成20年11月 常務取締役辞任
勝木尚	平成16年4月 取締役（現任）
色部文雄	平成17年4月 監査役（現任）

#### 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成2年4月26日開催の第33期定時株主總會において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また監査役の報酬限度額は、平成6年4月26日開催の第37期定時株主總會において年額5千万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、経過年数、前回改定以降の経済状況の変化等、諸般の事情を考慮して、今回取締役の報酬額を年額5億円以内、監査役の報酬額を年額1億円以内にそれぞれ改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

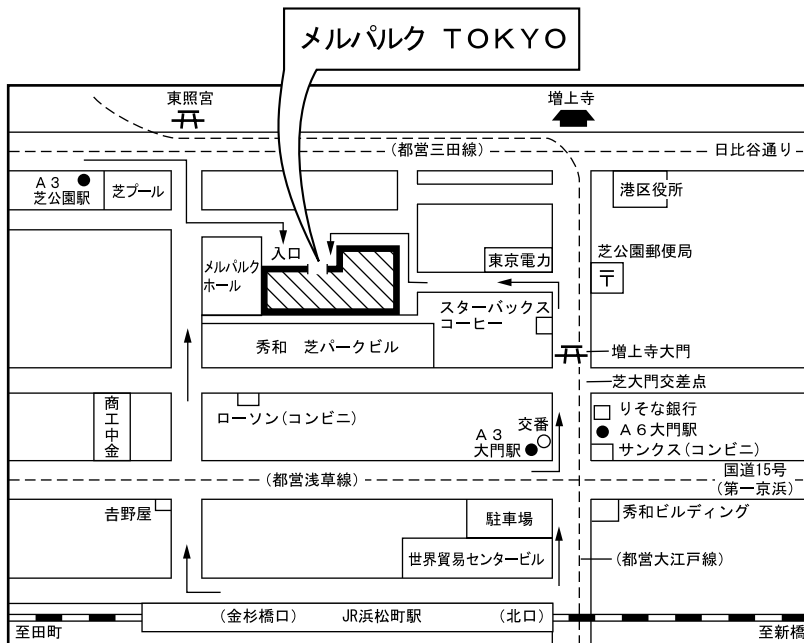
また、現在の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名ですが、第3号議案および第4号議案が承認可決されますと、取締役の員数は7名、監査役の員数は4名となります。

以上

## 第52期定時株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク TOKYO 5階 瑞雲の間



交通 JR・モノレール浜松町駅(北口・金杉橋口)より徒歩10分  
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅(A3、A6)より徒歩5分  
都営地下鉄三田線芝公園駅(A3)より徒歩5分

### <懇親会见送りのご案内>

昨年は株主総会終了後に株主の皆様との懇親会を開催いたしました。昨今の経済情勢を勘案し、その開催を見送らせていただくことになりました。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。